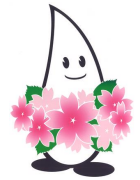
伊那市から転出される方へ

R8.9



伊那市にお住まいの間は、市政発展のためご協力いただきありがとうございました。
新住所地にお住まいになりましたその翌日から**１４日以内**に新住所の市区町村役場へ**必ず転入の届出**をしてください。
（正当な理由がなく14日以内に届出をしないと、過料に処せられる場合がありますのでご注意ください）

◎転入届に必要なもの　(1)転出証明書

※マイナンバーカードを利用して転出された方は、転出証明書のかわりにマイナンバーカードをお持ちください。

(2)転入届をする人の本人確認ができる身分証明証（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等）

手続きが必要な人	伊那市での手続き	新住所地での手続き
マイナンバーカードをお持ちの方	伊那市での手続きはありません。 （転出後は、カードを使用して証明書を取得することはできません。）	住所変更のお手続きが必要です。暗証番号がわかるようにしてご持参ください。本人以外が手続きする場合は、前もって新住所の窓口にお問合せください。
印鑑登録者	転出（予定）日をもって登録が抹消されます。印鑑登録証をお返しください。	必要な方は登録手続きをしてください。
国民健康保険加入者	転出（予定）日をもって資格がなくなりますので、資格確認書をお持ちの方は健康推進課又は各総合支所、各支所へお返しください。	加入手続きをしてください。
後期高齢者医療制度加入者	資格確認書をお持ちの方は新住所地での発行となりますので伊那市の住所が記載された資格確認書はお返しください。（健康推進課で手続きが必要な場合があるので、お立ち寄りください。）	後期高齢者医療担当窓口でお尋ねください。
国民年金加入者（第１号被保険者）	転出（予定）日をもって転出先へ住所変更になります。	新住所地での手続きはありません。
年金受給者	伊那市での手続きはありません。	受取機関の変更を希望される方は窓口でお尋ねください。
小・中学校の児童・生徒	現在の学校で転校手続きをしてください。（学校教育課で手続きの案内がある場合があります）	在学証明書を持参のうえ、窓口でお尋ねください。
児童手当受給者	こども政策課で手続きをしてください。	児童手当の担当窓口でお尋ねください。
児童扶養手当受給者（ひとり親	子育てサポート課（保健センター）で手続きをしてください。	児童扶養手当（ひとり親）の担当窓口でお尋ねください。
特別児童扶養手当受給者	子育てサポート課（保健センター）で手続きをしてください。	特別児童扶養手当担当窓口でお尋ねください。
福祉医療の受給者（子ども・障がい者・ひとり親家庭等）	転出（予定）日をもって資格がなくなります。受給者証をお返しください。 未請求の医療費は転出前に申請してください。	市町村ごとに制度が異なりますので、窓口でお尋ねください。また、伊那市の所得証明書が必要な場合がありますので、ご確認ください。
身体障害者手帳等の交付を受けている方	伊那市での手続きはありません。	手帳を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。
介護保険被保険者（65歳以上の方）	転出（予定）日をもって資格がなくなりますので、被保険者証を社会福祉課又は各総合支所、各支所へお返しください。	介護保険担当窓口でお尋ねください。
要介護（要支援）認定者	転出（予定）日をもって資格がなくなりますので、被保険者証を社会福祉課又は各総合支所へお返しください。新住所地での手続きのため、受給資格証明書をお渡しします。	介護保険担当窓口でお尋ねください。
上水道を利用されている方	伊那市上下水道料金センター（1階）で、水道使用中止届にご記入ください。事前に電話連絡をされた方も同様です。 ※3営業日以後の閉栓はWebでも届出可能です。（伊那市HP →くらしの情報→水道・下水道・浄化槽）	市町村ごとに手続きが異なりますので、窓口か電話でお尋ねください。
伊那市営霊園使用者	生活環境課で手続きをしてください。管理人（市内に住所のある人）を定め、届け出ていただく必要があります。	新住所地での手続きはありません。
犬の飼い主	伊那市での手続きはありません。	伊那市の鑑札を持参のうえ、犬の登録に関する届出をしてください。
海外へ転出される方	「納税管理人の届出」など市税に関する手続きを行っていただく必要がある場合がございます。**納税管理人**についてご案内しますので**税務課**にお立ち寄りください。	

※都合により転出を取りやめたときは、必ず「転出証明書」と本人確認のできる身分証明証を持参して、伊那市で転出の取消し手続きをしてください。

伊那市役所　市民課　　☎0265－78－4111